

年 金 課 税 の 概 要

区 分	公 的 年 金 (国民年金・厚生年金・各種共済年金)	企 業 年 金			国民年金基金	確 定 拠 出 年 金		個人年金保険
		厚生年金基金	適格退職年金(注1)	確定給付企業年金		企業型年金	個人型年金	
1 掛 金								
(1) 雇用主負担分	・給与とされない ・事業主の損金に算入	・給与とされない ・事業主の損金に算入	・給与とされない ・事業主の損金に算入	・給与とされない ・事業主の損金に算入	— —	・給与とされない ・事業主の損金に算入	— —	— —
(2) 本人負担分	社会保険料控除	社会保険料控除	一般の 生命保険料控除	一般の 生命保険料控除	社会保険料控除	—	小規模企業共済等 掛金控除	個人年金保険に係る 生命保険料控除
2 給 付 金								
(1) 年金課税								
① 公的年金等控除の適用の有無	有	有	有	有	有	有	有	無
② 所得の計算	(給付額—公的年金等控除)	(給付額—公的年金等控除)	(給付額—本人負担の掛金総額—公的年金等控除)	(給付額—本人負担の掛金総額—公的年金等控除)	(給付額—公的年金等控除)	(給付額—公的年金等控除)	(給付額—公的年金等控除)	(給付額—本人負担の掛金総額)
(2) 一時金課税	— (注2)	退職所得 (給付額—退職所得控除) × 1/2	退職所得 [(給付額—本人負担の掛金総額)—退職所得控除] × 1/2	退職所得 [(給付額—本人負担の掛金総額)—退職所得控除] × 1/2	—	退職所得 (給付額—退職所得控除) × 1/2	退職所得 (給付額—退職所得控除) × 1/2	一時所得 [(給付額—本人負担の掛金総額)—一時所得の特別控除] × 1/2
3 退職年金等積立金に対する1%課税(注3)	—	厚生年金基金努力目標給付水準を上回る積立金に課税	課 税 (注4)	課 税	—	課 税	課 税	—

- (注) 1. 適格退職年金については、所要の経過措置(平成24年3月31日までの確定給付企業年金等への移行措置)を講じた上で廃止することとされている。
2. 昭和60年の年金改正法の経過措置により支給される脱退手当金は退職所得とされる。
3. 退職年金等積立金に対する1%課税は、平成11年4月1日から平成17年3月31日までの間は停止されている。
4. 特例適格退職年金(厚生年金基金に準ずる要件を満たすもの)の積立金については、厚生年金基金水準相当給付に必要な部分までは非課税。

主要国における年金税制（公的年金）

			日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
拠出段階	給与所得者	事業主負担分	損金算入	損金算入	損金算入	損金算入	損金算入
		被用者に対する給与課税	なし	なし	なし	なし	なし
		本人負担分	控除あり(全額)	控除なし	控除なし	控除あり(限度あり) (注2)	控除あり(全額)
	事業所得者	本人負担分	控除あり(全額)	1/2 所得控除	控除なし	控除あり(限度あり) (注2)	控除あり(全額)
給付段階	老齢年金		課税	課税	課税	一部課税(注3)	課税
	遺族年金		非課税	課税	課税	一部課税(注3)	課税
	障害年金		非課税	課税	課税	一部課税(注3)	課税
	所得計算上の特例措置		控除あり	所得算入の特例あり(注1)	特例なし	控除あり(注3)	控除あり

(注1) 所得計算上の特例措置がある(公的年金等の社会保障給付及びそれ以外の所得を勘案して税法に定められた所得が一定水準未満の場合、公的年金給付は総所得に算入されない。当該所得が一定水準以上の場合、税法に定める所得算入率(2段階、50・85%)に従って総所得に算入される)。

(注2) 支払った社会保険料、生命保険料等を併せ、概算又は実額による一定額の所得控除(保険料控除)が認められる。

(注3) 所得税法に規定されるみなし運用益の割合に基づき算定される運用益部分については課税対象となるが、当該課税対象部分は、他の年金給付の課税対象部分と併せて、年102ユーロの控除が認められる。

(参考) 年金課税についての典型的な考え方(租税論から)

		包括的所得税(注)	支出税
拠出時	事業主拠出	事業主の経費として控除 給与として課税	事業主の経費として控除 給与課税せず
	被用者拠出	所得控除せず	所得控除
運用収入		(潜在的)受給権者に帰属する 所得として課税	非課税
年金給付		非課税	全額課税

(注) 包括的所得税の立場からも、年金課税については、生涯における平均的所得水準を重視し、退職年金プランを促進する観点から、一定の要件(拠出額、給付水準等)を満たす適格年金プランについて、特例措置として、拠出及び運用収入に対する課税を給付時点まで延期する考え方がある(カーター委員会報告)。